

お得なGoToトラベルプランを活用しよう!

【ハワイアンズGC 1プレー(限定昼食)+ 宿泊(夕食・飲み放題)付】

美しい大自然。
精緻を極めた年中快適な、伝統と歴史の27ホールズ。

忘・新年コンペはハワイアンズGCで

【全プレイスタイルともGPSナビ付大型乗用カート使用】

10インチ大型ディスプレイのナビゲーションは、コースレイアウトはもちろん、飛距離も表示・グリーンまでの残距離が自動的に表示されるので、初めてのラウンドでも安心してスムーズなプレーをお楽しみ頂けます。

ホテルハワイアンズで宿泊&懇親会!!



【個室会食場で和食膳】



【飲み放題120分】



【和・洋・中オリジナル料理】個人盛り



◇飲み放題付(120分)

瓶ビール、日本酒、焼酎、ウイスキー(レモンサイス付)、ワイン(赤・白)、カクテル(カシス・ブルーハワイ)
サワー3種(レモン・青りんご、グレープフルーツ)・ノンアルコールビール、ソフトドリンク(ウーロン茶、コーラ、オレンジジュース)

□期間 2020年11月1日～2021年1月31日(2020.11/21.22. 12/26～2021.1/4.9.10除く)

◇旅行代金【G F 1プレー(昼食)・宿泊(夕・朝食・飲み放題)付・お1人様】 ※お支払額(お1人様) 16,400円～27,400円

宿泊日	月～木曜	金・日・祝	土曜日
プレー日	①平日	①平日 / ②日祝	土・日・祝
旅行代 1プレー、1泊3食 飲み放題付	25,400円	26,500円 / 31,300円	41,400円
給付額	9,000円	9,200円 / 11,000円	14,000円
地域共通 クーポン	4,000円	4,000円 / 5,000円	6,000円
支払い実額	16,400円	17,300円 / 20,300円	27,400円



【スパイシーチキンカレー】



【豚肉焼肉丼】他

【GC人気の限定昼食付メニュー:例】

【地域共通クーポンご利用案内】
GCやハワイアンズ売店にてご利用頂けます。
又、有効期限内であれば市内各登録店にて
ご利用可能でございます。

1.この商品はGoToトラベル事業の支援対象です。

2.旅行代金25,400円～41,400円からGoToTravel事業による支援金9,000円～14,000円引いた金額がお客様のお支払い実額となります。
10月1日以降出発の旅行に関しては、別途、旅行代金に応じた地域共通クーポンが付与されます。

3.支援金の受領について:国からの支援金はお客様に対して支給されます。当社は、支援金をお客様に代わって受領(代理受領)
致しますので、お客様は、旅行代金に対する支援金を差し引いた「お支払い実額」をお支払いいただきます。尚、お取消しの際は
旅行代金を基準として所定の取消料を申し受けます。お客様は、当社による代理受領についてご了承の上お申し込みください。

※ゴルフプレー平日3-4B料金です。土日祝の3Bは@550割増しとなります。(2Bはお問合せ願います)

※ゴルフ場での昼食は「限定昼食」付。(一般メニューはオーダー時、アップ料金にて対応可)

※【宿泊】ホテルハワイアンズ(バス・トイレ付)和室10畳。平平日ご利用人数は(3-4名/1室)⇒2名様/1室は@2,200/人増しとなります。

※土曜日の宿泊は4名様以上料金です。(3名/室'@2,200人増し・2名/1室'@13,200/人増し)空き状況要相談願います。

※ホテルハワイアンズでのご夕食は「和食膳」又は「和洋中オリジナル料理:10名様以上」を個人盛りにて提供。

※個室会場(和室又は洋室会食場)・・・①座卓又は個人卓・イススタイル②円卓イス・テーブルスタイル。

※1泊1プレーが基本、2プレー希望の場合ご相談願います。

お申込み・お問い合わせ

福島県知事登録旅行業第2-263号



スパリゾートハワイアンズグループ
ジェイ・ケイ・インフォメーション

お申込みのご案内（お申込みいただく前に、この頁と、ご案内・ご注意を必ずお読み下さい。）

- 1募集型企画旅行契約
- (1)この旅行は、(株)ジェイ・ケイ・インフォメーション(以下「当社」)募集型企画旅行でありこの旅行に参加されるお客様は当社と募集型企画旅行契約を締結する事になります。
- (2)当社が締結する募集型企画旅行契約(以下「契約」事項については、当社の旅行約款(以下「約款」)本旅行条件、パンフレット及び別途お渡しする確定書面(最終日程表)によります。
- 2旅行契約の成立
- (1)ツアー予約の契約の成立には、当社所定の申込書の提出と代金のお支払いが必要です。(この2つが揃った時点で正式にツアー予約の契約が成立となります。)
※申込金は「旅行代金」「取消料」「違約料」のそれぞれ一部または全部として取扱います。
- (2)電話等での申込みの場合は当社が予約を承諾した日と致します。
- (3)(A)身体に障害をお持ちの方(B)健康を害している方(C)妊娠中の方(D)補助犬使用者の方その他の特別な配慮を必要とする方は、その旨お申出ください。 当社は可能な範囲内これに応じます。尚、旅行者からのお申出に基づき、当社が旅行者の為に講じた特別な処置に要した費用は旅行者の負担とします。
- 3旅行代金
- 宿泊ホテル/宿泊旅館の約款に準じ特約事項として適用範囲を以下の内容とします。
- (1)大人料金:パンフレットに明示した旅行代金は特にことわりのない場合、12歳以上(中学生以上)が大人料金です。
- (2)小人料金:旅行開始日に3歳以上～小学生のお子様に適用します。
- 4旅行催行について
- (1)最少催行人員は2名です。 最少催行人員に満たない場合は旅行の実施を取りやめる事があります。
- (2)添乗員またはガイドが同行致します。

- 5旅行契約内容・代金の変更
- 当社は天災地変、戦乱、暴動、運送機関等のサービス提供の中止、官公庁の命令、当初の運行計画によらない運送サービスの提供その他の当社の関与できない事由が生じた場合、契約内容を変更する事があります。またその変更に伴い旅行代金を変更する事があります。著しい経済情勢の変動により通常予想される程度を大幅に超えて利用する運送機関の運賃・料金の改定があった場合は旅行代金を変更する事があります。増額の場合は旅行開始日の前日から起算してさかのぼって15日にあたる日より前にお知らせします。

- 6取消について
- (1)お客様は下記の取消料を支払って旅行契約を解除する事ができます。

「旅行代金」取消しの場合	
旅行契約の取消日	取消料(宿泊)
宿泊日の3日～2日前に取消	旅行代金の30%
出発日の前日に取消	旅行代金の50%
出発日の当日に取消 および 旅行開始後の解除 又は無連絡の不参加を含む	旅行代金の100%

- ・宿泊旅行商品にて宿泊日を基準にしております。
- (2)下記事由の場合は取消料を支払う事なく旅行契約を解除する事ができます。
- a.旅行契約内容に以下に例示するような重要な変更が行われたとき。
- ・旅行開始日の変更。
- ・入場する観光地、観光施設、その他の旅行の目的地の変更。
- b.旅行代金が増額された場合。
- c.当社の責に帰すべき事由により、当初の旅行日程通りの実施が不可能となったとき。

- 7確定日程表（最終日程表）について
- 当社は確定した主な運送機関名及び見学施設名が記載された確定日程表を旅行開始日の前日までに交付致します。ただし、旅行開始日の8日前以降に申込みがなされた場合は、旅行開始日当日に交付する事があります。なお、期日前であってもお問合わせ頂ければ手配状況についてご説明致します。

お申込みの際には、必ず旅行条件書(全文)をお受け取りいただき、事前に内容をご確認の上お申し込み下さい。

- 8当社による旅行契約の解除
- 次の場合当社は旅行契約を解除する事があります。（一部例示）
- (1)申込み条件の不適合。
- (2)病気、団体行動への支障その他により旅行の円滑な実施が不可能なとき。
- 9当初の責任
- 当社は当社または手配代行者がお客様に損害を与えた時は損害を賠償致します。 お荷物に係する賠償限度額は15万円(ただし、当社に故意又は重大な過失がある場合はこの限りではありません。) また次のような場合は原則として責任を負いません。お客様が天変地変、戦乱、暴動、運送機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の当社または手配代行者の関与し得ない事由により損害を被ったとき。
- 10特別補償
- 当社はお客様が当旅行参加中に、急激かつ偶然な外来の事故により、生命、身体または手荷物に被った一定の損害について、旅行業約款特別補償規定により死亡補償金として国内旅行1,500万円、入院見舞金として入院日数により国内旅行2万円～20万円、通院見舞金として通院日数により国内旅行1万円～5万円、携帯品にかかる損害補償金(15万円を限度)(ただし、一個又は一対についての補償限度は10万円)を支払います。 ただし日程表において当社の手配による旅行サービスの提供が一切おこなわれない旨が明示された日については、当該日にお客様が被った損害について補償金が支払われない旨を明示した場合に限り「旅行参加中」とはいたしません。
- 11旅程保証
- 旅程保証に下表に掲げる変更がおこなわれた場合は、旅行業約款(募集型企画旅行契約の部)の規定により、その変更の内容に応じて旅行代金に下表に定める率を乗じた額の変更補償金を支払います。 ただし、一旅行契約についての変更補償金の額が1,000円未満の場合は、変更補償金は支払いません。

別表 変更補償金

変更補償金の支払いが必要となる変更	一件あたりの率(%)	
	旅行開始前	旅行開始後
1, 契約書面に記載した旅行開始日の変更。	1.50%	3.00%
2, 契約書面に記載した入場する観光地又は観光施設その他の旅行の目的地の変更。	1.00%	2.00%
3, 契約書面に記載した運送機関の等級又は設備のより低い料金のもへの変更。	1.00%	2.00%
4, 契約書面に記載した運送機関の種類の変更。	1.00%	2.00%
5, 前各号に掲げる変更のうち契約書面のツアー・タイトル中に記載があった事項の変更。	2.50%	5.00%

- 12お客様の責任
- お客様の故意又は過失により当社が被害を被ったときは、当該お客様は損害を賠償しなければなりません。お客様は、当社から提供される情報を活用し、契約書面に記載され旅行者の権利、義務その他企画旅行契約の内容ついて理解するよう努めなければなりません。 お客様は、旅行開始後に契約書面に記載された旅行サービスについて、記載内容と異なるものと認識した時は、旅行先で速やかに当社又は旅行サービス提供者にその旨を申し出なければなりません。
- 13事故等のお申出について
- 旅行中に、事故などが生じた場合は、直ちに最終日程表でお知らせする連絡先にご通知ください。
- 14個人情報の取扱いについて
- (1)当社は、旅行申込みの際に提出された申込書に記載された個人情報について、旅行者との間の連絡のために利用させて頂くほか、旅行者がお申込み頂いた旅行において運送機関等の提供するサービスの手配及びそれらのサービスの受領のための手続きに必要な範囲内で利用させて頂きます。
- この他、当社は①会社及び会社と提携する企業の商品やサービス、キャンペーンのご案内、②旅行参加中後のご意見やご感想の提供のお願い、③アンケートのお願い、④統計資料の作成に旅行者の個人情報を利用させて頂く事があります。
- (2)当社は、当社が保有する個人データーのうち、氏名、住所、電話番号、又はメールアドレスなどのお客様のご連絡にあたり必要となる最小限の範囲のものについて、利用させて頂きます。 当社は営業案内等の為にこれを利用して頂く事があります。

- 15募集型企画旅行契約約款について
- この条件に定めのない事項は当社旅行業約款（募集型企画旅行契約の部）によります。

☐ 旅行企画・実施 スパリゾートハワイアンズグループ (株)ジェイ・ケイ・インフォメーション 本社営業所 福島県知事登録旅行業第2-263号 福島県いわき市常磐藤原町蔵平50 TEL. 0246-43-0367 国内旅行業務取扱管理者 小口 淳	☐ 受託販売 常磐興産(株)(スパリゾートハワイアンズ) 福島県知事登録旅行業第2-372号 福島県いわき市常磐藤原町蔵平50 TEL. 0570-550-550 国内旅行業務取扱管理者 酒井 憲司
--	--